

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(名称) 松野町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

松野町は、宇和島市方面、高知県方面へ通じる鉄道（予土線：四国旅客鉄道）と、宇和島市方面へ通じる路線バス（宇和島～虹の森公園線：宇和島自動車）を軸に、町内を運行する路線定期運行のコミュニティバスである「森の国バス」と、令和7年10月から実証運行中の区域運行のデマンド交通である「あいBusまつの」による公共交通機関網が広がっている。

買い物や通院など日常の移動で町外への移動需要が多い本町では、鉄道や路線バスの果たす役割が大きい。これらの幹線交通へのアクセス手段や、町内でのきめ細やかな移動を支える移動手段として、これまで「森の国バス」が重要な役割を果たしていたが、「森の国バス」のみでは運行便数が少なく、公共交通を利用した外出が難しい状況であった。そのため、令和7年10月から「あいBusまつの」の実証運行を実施することで、実質的な増便となり、外出の自由度が向上している。

一方で、「あいBusまつの」の運行開始に伴い、運行経費が上昇し、行政負担が増加している。今後も運行経費の上昇が見込まれ、自治体単独で運行を維持していくことは難しくなっている。そのような状況下であっても、町民が自家用車に頼らずに移動できる手段を確保していくことは重要な課題である。

このため、地域公共交通確保維持事業の活用により、「森の国バス」および「あいBusまつの」を維持していくことで、町民の移動手段を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

指標3 コミュニティバス・新たな交通サービスの利用者数

現状値（計画策定時）：7,200人/年

目標値（令和12年度）：9,200人/年

指標11 コミュニティバスの収支差

現状値（計画策定時）：1,548万円

目標値（令和12年度）：3,400万円以内に抑制

指標12 公共交通の行政負担

現状値（計画策定時）：1,823万円

目標値（令和12年度）：3,800万円以内に抑制

※松野町地域公共交通計画 P75 参照

(2) 事業の効果

コミュニティバス及びデマンド交通の運行を維持し、高齢者等交通弱者の移動手段を確保するとともに、鉄道や路線バスといった幹線へのアクセス性を向上する。通院や買い物、社交娯楽等の様々な目的での外出が可能となり、将来的にも安心して松野町で生活することが出来る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

交通事業者等関係各所の協力を得ながら、以下の取組を実施する。

- ・コミュニティバスの運行形態の見直し・改善（松野町、交通事業者）
- ・新たな交通サービス（デマンド交通等）の導入（松野町、交通事業者）
- ・住民、転入者等に対するモビリティ・マネジメントの実施（松野町、交通事業者、住民、松野町教育委員会等）
- ・運転免許証自主返納支援制度等との連携（松野町、住民、愛媛県警察等）
- ・学校行事やイベントでの利用促進（松野町、交通事業者、松野町教育委員会、愛媛県警察等）
- ・松野町職員の積極的な公共交通の利用（松野町）
- ・公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配付（松野町）
- ・HPを活用した情報の発信（松野町）
- ・経路検索サイトとの連携（松野町、交通事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1に記載のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

下表に示す通り。なお、計画通り調達がなされなかった場合の差額は松野町が負担する。

項目	路線名	年間総事業費 (千円)	資金の調達方法		
			内訳 (千円)	調達主体	備考
コミュニティ交通 の見直し	森の国バス	8,451	295	松野町	運送収入
			4,077	松野町地域公共交通活性化協議会	地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金
			4,079	松野町	委託費
	あいBusまつ	23,718	649	松野町	運送収入
			11,533	松野町地域公共交通活性化協議会	地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金
			11,536	松野町	委託費

※松野町地域公共交通利便増進実施計画 P27 参照

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数及び運行回数、収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
定時定路線の各便でバス停別乗降者数、収入額等を記録し、データを収集
デマンド交通の各便で利用者数や各利用者の乗降場所・運賃等を記録し、データを収集
- ・適宜住民・利用者から意見を聴取

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線システムのみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5に記載のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月22日 松野町地域公共交通計画案について諮り、協議が調う。 ・令和8年2月6日 松野町地域公共交通計画の変更案及び松野町利便増進実施計画の素案について諮り、協議が調う。
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>各地区の住民代表を地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議の委員に加えることで、会議の中で住民の意見を聴取している。</p> <p>計画策定時にアンケートを実施し、今後の松野町の公共交通について「新しい公共交通（デマンド交通等）を導入する」が最も高く、デマンド交通等新たな公共交通の導入を見据えた内容とした。</p> <p>デマンド交通の実証実験を行う際に実施した住民意見交換会において、通学などのために朝は路線定期運行を継続して欲しいという意見があり、計画に反映した。</p>
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) _____

(所 属) _____

(氏 名) _____

(電 話) _____

(e-mail) _____

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。